

最高裁秘書第 2657 号

令和 3 年 8 月 26 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

どのような事情があれば、職権特例判事補に指名された弁護士任官者が「高等裁判所の裁判事務の取扱上特に必要があるとき」に該当するものとして、判事補の職権の特例等に関する法律 1 条の 2 第 1 項に基づき、高等裁判所の判事の職務を行わせることとしているかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

1 月 14 日付け（同月 18 日受付）

2 答申番号

令和 3 年度（最情）答申第 8 号

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）